

判決年月日	平成 2 1 年 8 月 1 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）第10304号		

○「樹脂配合用酸素吸収剤及びその組成物」の発明において、発明の詳細な説明の記載には、酸素吸収剤を適用すべき樹脂一般につき、発明が所期する作用効果を奏することを裏付ける程度の記載がないから、実施可能要件を満たしているとは認められず、発明の詳細な説明には、当該樹脂一般につき、当業者において発明の課題が解決されるものと認識し得る程度の記載ないし示唆はなく、また、出願時の技術常識に照らしても、当業者において当該課題が解決されるものと認識し得るとはいえないから、サポート要件を満たしているとも認められないとした事例

（関連条文）特許法 3 6 条 4 項 1 号，6 項 1 号（平成 6 年法律第 1 1 6 号による改正前の特許法 3 6 条 4 項，5 項 1 号）

1 原告は、発明の名称を「樹脂配合用酸素吸収剤及びその組成物」とする被告の特許につき、特許無効審判を請求したが、請求が成り立たないとの本件審決がされた。本件審決の理由は、原告の主張する 本件発明は進歩性を欠くものである、本件明細書の発明の詳細な説明の記載は実施可能要件を満たさない、本件明細書の特許請求の範囲の記載はサポート要件を満たさないなどの無効理由をすべて排斥した上、原告の主張及び証拠によっては本件発明に係る特許を無効とすることはできない、というものである。

2 本判決は、次のとおり判示して、本件明細書の発明の詳細な説明の記載が実施可能要件を満たすものとは認められず、また、本件明細書の特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たすものとも認められないと判断し、本件審決を取り消した。

（1）実施可能要件について

「発明の詳細な説明の記載によると、本件発明が所期する作用効果は、酸素吸収剤を樹脂に適用した際の樹脂のゲル化及び分解並びに異味・異臭成分の発生を抑制すること（以下「本件作用効果」という。）であると認められる。」

「そこで、発明の詳細な説明に、エチレン・ビニルアルコール共重合体以外の樹脂一般について、本件発明が本件作用効果を奏することを裏付ける程度の記載がされているといえるか否かについてみると、発明の詳細な説明には、本件発明は、銅及び硫黄の含有量をそれぞれ 1 0 0 p p m 以下及び 2 5 0 p p m 以下とした場合に本件作用効果を奏するとの知見に基づくものである旨の記載、還元性鉄と電解質が共存する状態においては、還元性鉄の酸化反応が著しく促進される旨の記載、本件発明の構成を採用することにより本件作用効果を奏するとの事実は、多数の実験の結果から現象として見出されたものであって、その十分な理論的根拠は明らかでない旨の記載、酸素吸収剤を配合した樹脂組成物におけるゲル化及び分解は、すべて高分子ラジカルが発生によるものと認められ、樹脂

中に配合された還元性金属は、程度の差はあるものの、混練条件下で高分子ラジカルを発生する傾向があるところ、還元性金属と100ppmを超える銅を含有する酸素吸収剤においては、本件発明の酸素吸収剤と比較して、高分子ラジカルの発生がはるかに多くなるものと認められることが上記理論的根拠であると推定される旨の記載、酸素吸収剤中に含有される硫黄成分は、それが遊離し、又は樹脂分やその分解生成物に作用して、内容品の香味保持性を著しく低下させる異味・異臭成分を与えるところ、硫黄の含有量を250ppm以下とすることによって、香味保持性を優れたレベルに維持することができる旨の記載、本件発明の酸素吸収剤を樹脂に配合したときに、樹脂のゲル化及び分解を生じる傾向が著しく小さく、異味・異臭成分を発生する傾向もないとの優れた利点を与えられる旨の記載があるにとどまり、それ以上の記載はない。

しかしながら、及びの各記載の実質は、単に結論（本件発明が本件作用効果を奏する旨）を述べるものすぎない。また、及びの各記載をみても、これを、酸素吸収剤を適用する樹脂の特性（化学構造等）を念頭に置いたものとみることはできないから、当業者において、これらの記載の内容が、エチレン・ビニルアルコール共重合体以外の樹脂一般についても、そのまま妥当するものと容易に理解できるとみることはできない。さらに、発明の詳細な説明には、当業者において、銅及び硫黄が過大に存在することによる樹脂のゲル化及び分解並びに異味・異臭成分の発生を考える上で、エチレン・ビニルアルコール共重合体とそれ以外の樹脂一般とを同視し得るものと容易に理解することができるような記載は全くない。

以上からすると、発明の詳細な説明に、エチレン・ビニルアルコール共重合体以外の樹脂一般について、本件発明が本件作用効果を奏することを裏付ける程度の記載がされているものと認めることはできず、その他、そのように認めるに足りる証拠はない。」

「以上によると、発明の詳細な説明の記載は、特許法36条4項に定める実施可能要件を満たすものと認めることは到底できないというべきである。」

(2) サポート要件について

「前記説示したところに照らすと、本件発明が解決すべき課題は、酸素吸収剤を樹脂に適用した際の樹脂のゲル化及び分解並びに異味・異臭成分の発生（本件課題）であるということができる。」

「前記説示したところに照らすと、本件発明の酸素吸収剤を適用する樹脂がエチレン・ビニルアルコール共重合体である場合はともかく、その余の樹脂一般である場合についてまで、発明の詳細な説明に、当業者において本件課題が解決されるものと認識し得る程度の記載ないし示唆があるということはできず、また、本件出願時の技術常識に照らし、当業者において本件課題が解決されるものと認識し得るということもできないといわざるを得ない。」

「以上によると、本件発明に係る特許請求の範囲の記載が特許法36条5項1号に定めるサポート要件を満たすものと認めることは到底できないというべきである。」